

工事名：新港ふ頭12・13号岸壁背後舗装工事(R3-1)

質 問 内 容	<p>施工実績の対象工事で土木一式工事〔アスファルト舗装工の実績(元請)がある者〕とありますが、工事カルテの内容として「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種：土木一式工事」の「工種：アスファルト舗装工事」又は、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種：舗装工事」の「工種：アスファルト舗装工事」のどちらでも施工実績として該当しますでしょうか。</p> <p>ご教授よろしくお願い致します。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------------------	--



工事カルテの内容は、「建設業許可業種：土木一式工事」の「工種：アスファルト舗装工事」を対象工事とし、「建設業許可業種：舗装工事」は対象工事ではありません。なお、対象工事実績がある場合、実績を証明する資料（コリンズ等）を提出してください。